

市民文化スポーツ局・教育委員会所管分施設の使用料等改定の考え方

(1) 地域コミュニティ施設 【基準となる受益者負担割合：10%】

改定する施設	改定内容	
市民センター・サブセンター	改定率	地域コミュニティ施設の受益者負担割合は11.3%であるため、 現在の料金水準を維持
【北九州市市民センター条例】	貸出単位等	全諸室の料金は、午前・午後・夜間の3区分から1時間単位に変更

(2) 市民活動拠点施設 【基準となる受益者負担割合：25%】

改定する施設	改定内容	
生涯学習施設、婦人会館 (生涯学習総合C、各生涯学習C)	改定率	市民活動拠点施設の受益者負担割合は9.7%であるため 1.5倍 に料金を改定 (基準による改定率は2.6倍であるが、激変緩和1.5倍を適用)
【北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例】	貸出単位等	小倉南生涯学習センターの大ホール、市民ギャラリー以外は、午前・午後・夜間の3区分から1時間単位に変更

(3) 文化施設(ホール・市民会館等) 【基準となる受益者負担割合：25%】

改定する施設	改定内容	
北九州芸術劇場、響ホール、 市民会館(門司・若松・戸畑)、 黒崎文化ホール、大手町練習場、 旧百三十銀行ギャラリー、 旧古河鋳業若松ビル	改定率	文化施設(ホール・市民会館等)の受益者負担割合は21.5%であるため、 1.2倍 に料金を改定
【北九州市芸術文化施設条例】 【北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例】	貸出単位等	ホール、展示室、楽器庫など以外の料金は、1時間単位に変更

(4) 美術館・博物館等 【基準となる受益者負担割合：25%】

改定する施設	改定内容	
美術館、文学館、松本清張記念館、 自然史・歴史博物館、 漫画ミュージアム、 長崎街道木屋瀬宿記念館	改定率	美術館・博物館等の受益者負担割合は20.7%であるため、 1.2倍 に料金を改定 美術館の普通観覧料は2倍
【北九州市芸術文化施設条例】 【北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例】	貸出単位等	松本清張記念館の会議室と長崎街道木屋瀬宿記念館の和室の料金は、午前・午後・夜間の3区分から1時間単位に変更

(5) スポーツ施設 【基準となる受益者負担割合：50%】

改定する施設		改定内容
体育館 (総合体育館、新門司、門司、小倉北、三萩野、小倉南、曾根、城野、若松、八幡東、的場池、黒崎、城山、香月、折尾、浅生) 【北九州市スポーツ施設条例】 【北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例】	改定率	スポーツ施設の受益者負担割合は <u>34.1%</u> であるため 1.5倍 に料金を改定 回数券の割引率を1割から2割に拡大するとともに、トレーニング室は1ヶ月定期券を新設
	貸出単位等	体育館の専用利用及び諸室の料金は、午前・午後・夜間の3区分から1時間単位に変更
野球場 (門司、市民、三萩野、若松、桃園、高炉台、大谷、的場池、城山、本城、都島) 【北九州市スポーツ施設条例】 【北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例】	改定率	スポーツ施設の受益者負担割合は <u>34.1%</u> であるため 1.5倍 に料金を改定
	貸出単位等	改定なし(従来より料金は1時間単位)
庭球場 (新門司、門司、田野浦、三萩野、小倉南、文化記念、紫川、吉田、若松、桃園、城山、城山緑地、香月中央、浅生) 【北九州市スポーツ施設条例】 【北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例】	改定率	スポーツ施設の受益者負担割合は <u>34.1%</u> であるため 1.5倍 に料金を改定 回数券の割引率を1割から2割に拡大(定期券は既に導入済)
	貸出単位等	専用利用の料金は、2時間単位から1時間単位に変更
運動場 (新門司、ひびきコスモス、桃園、本城、香月中央) 【北九州市スポーツ施設条例】 【北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例】	改定率	スポーツ施設の受益者負担割合は <u>34.1%</u> であるため 1.5倍 に料金を改定
	貸出単位等	改定なし(従来より料金は1時間単位)
球技場 (新門司、スタジアム、若松) 【北九州市スポーツ施設条例】	改定率	スポーツ施設の受益者負担割合は <u>34.1%</u> であるため 1.5倍 に料金を改定
	貸出単位等	北九州スタジアムのフィールド及びスタンドの料金を、午前・午後・夜間の3区分から1時間単位に変更
柔剣道場 (大里、小倉北、小倉南、若松、八幡東、八幡西、香月、浅生) 【北九州市スポーツ施設条例】 【北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例】	改定率	スポーツ施設の受益者負担割合は <u>34.1%</u> であるため 1.5倍 に料金を改定 回数券の割引率を1割から2割に拡大(定期券は既に導入済)
	貸出単位等	専用利用の料金は、午前・午後・夜間の3区分から1時間単位に変更
弓道場 (門司、勝山、小倉南、若松、桃園、的場池、浅生) 【北九州市スポーツ施設条例】 【北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例】	改定率	スポーツ施設の受益者負担割合は <u>34.1%</u> であるため 1.5倍 に料金を改定 回数券の割引率を1割から2割に拡大するとともに、1ヶ月定期券を新設
	貸出単位等	改定なし(従来より料金は1時間単位)

改定する施設	改定内容	
陸上競技場 (本城、鞆ヶ谷) 【北九州市スポーツ施設条例】 <small>【北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例】</small>	改定率	スポーツ施設の受益者負担割合は <u>34.1%</u> であるため 1.5倍 に料金を改定 回数券の割引率を1割から2割に拡大するとともに、 1ヶ月定期券を新設
室内プール (新門司、若松、桃園、折尾、浅生、 思永中学校) 【北九州市スポーツ施設条例】 <small>【北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例】</small> 【北九州市立思永中学校温水プール使用料条例】	改定率	スポーツ施設の受益者負担割合は <u>34.1%</u> であるため 1.5倍 に料金を改定 回数券の割引率を2割から3割(7・8月は1割から2割) に拡大するとともに、1ヶ月定期券を新設
屋外プール (松ヶ江、和布刈、大里、文化記念、 朽網、紫川、小石、藤ノ元、桃園、 大池、折尾、沖田、木屋瀬、上津役、 岩ヶ鼻) 【北九州市スポーツ施設条例】 <small>【北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例】</small>	改定率	スポーツ施設の受益者負担割合は <u>34.1%</u> であるため 1.5倍 に料金を改定 回数券の割引率を1割から2割に拡大するとともに、 1ヶ月定期券を新設
屋外プール (松ヶ江、和布刈、大里、文化記念、 朽網、紫川、小石、藤ノ元、桃園、 大池、折尾、沖田、木屋瀬、上津役、 岩ヶ鼻) 【北九州市スポーツ施設条例】 <small>【北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例】</small>	貸出単位等	専用利用の料金は、2時間単位から1時間単位に変更 文化記念公園管理棟会議室等の料金は、午前・午後・夜 間の3区分から1時間単位に変更